

文教委員会資料①

1 陳情の審査

- (1) 陳情第92号 人権を保障する福祉職員の賃金と職員配置基準の引き上げにむけて国への意見書提出を求める陳情

資料1 保育・介護サービス等の報酬について

資料2 保育所等における職員配置基準

資料3 介護保険施設などにおける職種別の人員配置基準

こども未来局

(令和7年1月23日)

保育・介護サービス等の報酬について

○報酬・価格の決まり方

保育士や介護職員等の賃金の原資は各分野の報酬・価格制度によるところが大きく、その報酬・価格の決まり方は後掲の表のとおりである。介護サービス等報酬においては、単位数の設定に当たり人件費に係る具体的な基準は設けていないが、子ども・子育て支援新制度の公定価格においては、毎年度、公定価格の基本分内訳として、保育所職員の本俸基準額及び特殊業務手当基準額などが参考情報として示されている。

ただし、介護サービス等報酬や子ども・子育て支援新制度における公定価格においても、労働者への分配率や個別の労働者の賃金は当該事業所において決まることが基本であり、例外的に処遇改善加算等による加算分については労働者への分配等が制度上定められている。

	介護サービス等報酬	子ども・子育て支援新制度の公定価格
報酬・価格の決まり方	・実態調査で把握される施設や在宅サービスの類型ごとの収支状況等を踏まえ、その提供に要する平均的な費用の額等を勘案して、原則３年ごとに報酬を決定	・教育・保育に通常要する費用の額を勘案して公定価格（基本額＋各種加算）を決定 ・公定価格の金額については人件費・事業費・管理費について対象となる費目を積み上げて算定 ・人件費は国家公務員給与の改定状況、事業費・管理費は物価の動向等を踏まえて毎年度改定

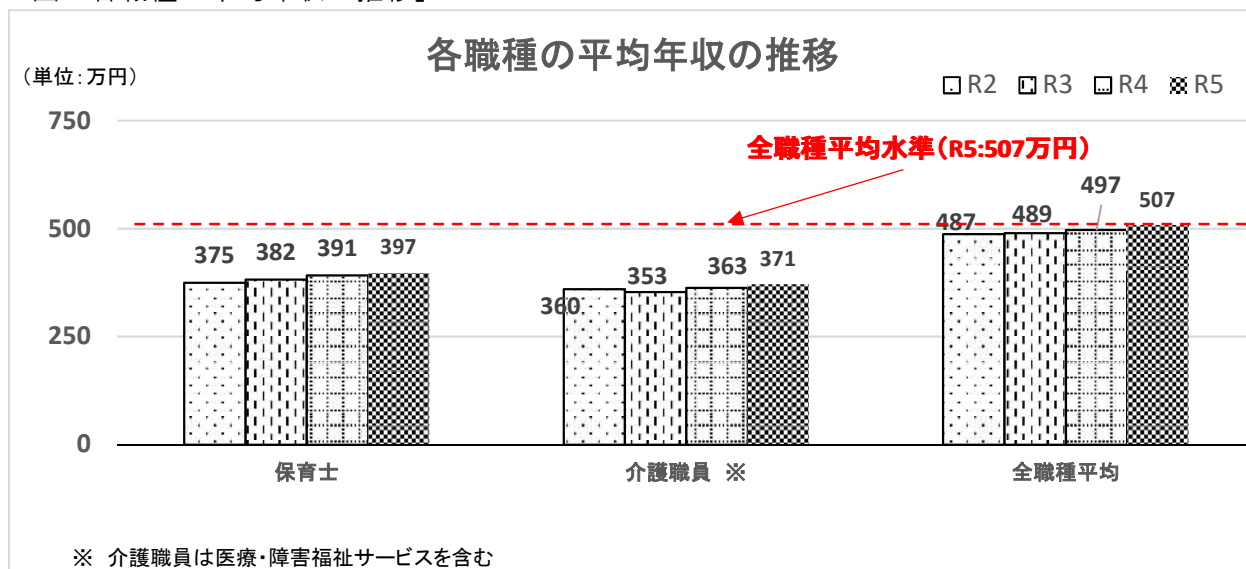
厚生労働省 社会保障審議会(令和4年1月20日)より抜粋

各職種の賃金について

1 各職種の平均年収の推移について

- 全職種の平均年収については近年微増傾向となっているが、保育士及び介護職員の平均年収についても同様に微増傾向となっている。【下図参照】

図「各職種の平均年収の推移」



2 全職種と各職種の平均賃金（きまって支給する現金給与額）と差分の推移について

- 全職種と各職種の平均賃金については近年増加傾向となっているが、全職種と各職種の差分については、保育士は減少傾向、介護職員は横ばいとなっている。
【下図1・2参照】

図1「全職種と保育士の平均賃金と差分の推移」



図2「全職種と介護職員の平均賃金と差分の推移」



(厚生労働省「賃金構造基本統計調査」より算出)

保育士等処遇改善加算等の概要

1 経緯

時 期	内 容
平成 25 年 4 月	安心こども基金を活用し、保育士等処遇改善臨時特例事業として処遇改善等加算を創設
平成 26 年 4 月	保育緊急確保事業として保育士等処遇改善臨時特例事業を継続し、処遇改善等加算を継続実施
平成 27 年 4 月	子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、 <u>処遇改善等加算を公定価格に組み込む（恒久化）</u>
平成 29 年 4 月	<u>技能・経験に着目した更なる処遇改善のため、「処遇改善等加算Ⅱ」を創設</u>
令和 4 年 2 月	「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年 11 月 19 日閣議決定）に基づき、保育士・幼稚園教諭等を対象に、 <u>収入を3％程度（月額9,000 円）引き上げるための措置を令和4年2月から前倒しで実施。「保育士等処遇改善臨時特例交付金」を創設</u>
令和 4 年 10 月	「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」を踏まえ、収入を3％程度（月額平均 9,000 円相当）引き上げるための措置。「保育士等処遇改善臨時特例交付金」を廃止し、 <u>「処遇改善等加算Ⅲ」を創設（公定価格により恒久化）</u>

2 賃金改善対象者

加算種別	対 象 者
処遇改善等加算Ⅰ	<u>施設に勤務する全職員</u>
処遇改善等加算Ⅱ	<u>副主任保育士等（概ね7年以上の経験を有する者）</u> <u>職務分野別リーダー等（概ね3年以上の経験を有する者）</u>
市処遇改善等加算Ⅱ	<u>国処遇Ⅱにて改善の図れない経験年数3～6年の者及び7年以上の者</u> ※年齢構造等による公平性の観点から、主任保育士に対する賃金改善を可能とするため、市処遇Ⅱの算定については、主任保育士を含む。
処遇改善等加算Ⅲ	<u>施設に勤務する職員（役員を兼務する施設長を除く）</u>
市処遇改善等加算Ⅲ	<u>休憩休息保育士・年休代替保育士・市調理員・一時保育事業に係る配置職員</u>

3 加算算定の要件

加算種別	加算算定の要件
処遇改善等加算Ⅰ	① 基礎分 常勤職員1人当たりの平均経験年数に応じて設定（2～12％） ② 賃金改善要件分 「基準年度の賃金水準を適用した場合の賃金総額」及び「人件費の改定状況を踏まえた部分」に対し、賃金改善を行う（6％、平均勤続年数 11 年以上の施設は7％）。 ③ キャリアパス要件分 役職や職務内容等に応じた勤務条件・賃金体系の設定、資質向上の具体的な計画策定及び計画に沿った研修の実施又は研修機会の確保、職員への周知等が要件（満たさない場合、②から2％減）
処遇改善等加算Ⅱ	【副主任保育士】 ア 経験年数概ね7年以上 イ 職務分野別リーダーを経験 ウ マネジメント+3つ以上の分野の研修を修了 エ 副主任保育士としての発令 【専門リーダー】 ア 経験年数概ね7年以上 イ 職務分野別リーダーを経験 ウ 4つ以上の分野の研修を修了 エ 専門リーダーとしての発令 【職務分野別リーダー】 ア 経験年数概ね3年以上 イ 担当する職務分野の研修を修了 ウ 修了した研修分野に係る職務分野別リーダーとしての発令

市処遇改善等加算Ⅱ	国処遇Ⅱに準じる。
処遇改善等加算Ⅲ	① 加算Ⅲによる賃金改善見込額の総額の3分の2以上が、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げによるものであること ② 賃金改善計画書及び賃金改善実績報告書を提出すること ③ 具体的な内容を職員に周知していること
市処遇改善等加算Ⅲ	国処遇Ⅲに準じる。

4 賃金改善(配分)方法

加算種別	賃金改善(配分)方法
処遇改善等加算Ⅰ	処遇改善等加算の算定額を月例給・一時金により支払う。
処遇改善等加算Ⅱ	発令や職務命令等を行った上で毎月支払われる月例給・手当により支払う。 【副主任保育士等】 原則として月額4万円。ただし、月額4万円の改善を行う者を1人以上確保した上で、それ以外の副主任保育士等について月額5千円以上4万円以下の改善額とすることができる。 【職務分野別リーダー等】 原則として月額5千円。ただし、月額5千円以上4万円未満の改善額とすることができる。 ※職務分野別リーダーに配分する場合は、副主任保育士等に係る賃金改善額のうち、最も低い額を超えないことが要件となる。
市処遇改善等加算Ⅱ	国処遇Ⅱの配分可能額(副主任保育士等及び職務分野別リーダー等に対する配分可能額)に対し、経験年数が3～6年の者に5千円及び最低4万円の保障対象とならない7年以上の者(いずれも園長を除く)にも4万円を配分(加算保障)した場合に不足する額を加算額として算定し、この算定額を国処遇Ⅱに準じて支払う。
処遇改善等加算Ⅲ	補助基準額(令和6年度は 11,030 円)×加算Ⅲ算定対象人数×実施月数を加算額として算定し、この算定額を基本給又は決まって毎月支払われる手当として支払う。
市処遇改善等加算Ⅲ	補助基準額(11,000 円)×算定対象人数×実施月数を加算額として算定し、この算定額を国処遇Ⅲに準じて支払う。

介護職員等処遇改善加算の概要

1 経緯

時 期	内 容
平成 21 年 10 月	職員1人当たり月額 15,000 円相当の「介護職員処遇改善交付金」の創設 (財源は全額国費)
平成 24 年 4 月	交付金による賃金改善の効果を継続する観点から、交付金を介護報酬に移行し、 「介護職員処遇改善加算(3段階)」の創設
平成 27 年 4 月	「介護職員処遇改善加算」で新たな上位区分を創設し、3段階から4段階に変更 新設された上位区分の取得により、職員1人当たり月額 12,000 円相当が上乗せ
平成 29 年 4 月	「介護職員処遇改善加算」で新たな上位区分を創設し、4段階から5段階に変更 新設された上位区分の取得により、職員1人当たり月額 10,000 円相当が上乗せ
令和元年 10 月	新たに「介護職員等特定処遇改善加算(2段階)」の創設
令和 3 年 4 月	「介護職員処遇改善加算」の下位区分の廃止(加算区分が5段階から3段階に) 「介護職員等特定処遇改善加算」における配分ルールの柔軟化 ※平均賃金改善額の配分に関して「経験・技能のある介護職員はその他の介護職員の2倍以上とすること」とするルールを「より高くすること」に見直し
令和 4 年 2 月	「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」(令和3年 11 月 19 日閣議決定)に基づき、収入を3%程度(月額9,000 円)引き上げるための措置として、「介護職員処遇改善支援補助金」の実施
令和 4 年 10 月	新たに「介護職員等ベースアップ等支援加算」の創設 (上記補助金が介護報酬へ移行)
令和 6 年 2 月	「デフレ完全脱却のための総合経済対策」(令和 5 年 11 月 2 日閣議決定)に基づき、収入を2%程度(月額平均 6,000 円相当)引き上げるための措置として、「介護職員処遇改善支援補助金」の実施
令和 6 年 6 月	介護報酬改定に伴い、3加算(介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算)を1本化し、「介護職員等処遇改善加算」として再編(上記補助金が介護報酬へ移行) 令和6年度に 2.5%、令和7年度に 2.0%のベースアップへと確実につながるよう、 <u>加算率の引き上げ</u>

2 賃金改善対象者

加算種別	対 象 者
介護職員等処遇改善加算(I)	<u>介護職員その他の職員</u>
介護職員等処遇改善加算(II)	
介護職員等処遇改善加算(III)	
介護職員等処遇改善加算(IV)	

3 加算算定の要件

要件	主な内容	加算区分			
		I	II	III	IV
要件① キャリアパス要件	一定割合以上の介護福祉士等を配置	○			
	改善後の賃金額が一定以上であること	○	○		
	昇給の仕組みを整備すること	○	○	○	
	任用等の要件を定め、賃金体系を整備すること 職員の資質向上に向けた研修を実施すること	○	○	○	○
要件② 月額賃金改善要件	一定額を月給の引き上げに充てること	○	○	○	○
要件③ 職場環境等要件	6つの区分ごとにそれぞれ2つ以上取り組むこと	○	○		
	6つの区分ごとにそれぞれ1つ以上取り組むこと			○	○

4 賃金改善(配分)方法

加算種別	賃金改善(配分)方法
介護職員等処遇改善加算(I)	・ <u>介護職員への配分を基本とし、特に経験・技能のある職員に 重点的に配分することとするが、事業所内で柔軟な配分を認めることとし、職種に着目した配分ルールなし。</u> ・ <u>新加算Ⅳの加算額の1/2 以上を月額賃金改善とする。</u>
介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	
介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	
介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	

子ども・子育て支援新制度の公定価格の改定について

子ども・子育て支援新制度の公定価格（保育所分）については、令和５年度から令和６年度にかけて以下のように改定されている。

【定員区分51人から60人まで（16/100地域）の場合】

<令和５年度当初>

年齢区分	基本分単価		処遇改善等加算Ⅰ	
	標準時間認定	短時間認定	標準時間認定	短時間認定
４歳以上児	58,930	50,350	570×加算率	480×加算率
３歳児	66,580	58,000	640×加算率	550×加算率
１・２歳児	128,420	119,840	1,170×加算率	1,080×加算率
０歳児（乳児）	204,950	196,370	1,930×加算率	1,840×加算率

<令和５年度補正>（人事院勧告による改定）※人件費＋5.2%

年齢区分	基本分単価		処遇改善等加算Ⅰ	
	標準時間認定	短時間認定	標準時間認定	短時間認定
４歳以上児	61,470	52,520	590×加算率	500×加算率
３歳児	69,490	60,540	670×加算率	580×加算率
１・２歳児	133,900	124,950	1,220×加算率	1,130×加算率
０歳児（乳児）	214,110	205,160	2,020×加算率	1,930×加算率

<令和６年度当初>

年齢区分	基本分単価		処遇改善等加算Ⅰ	
	標準時間認定	短時間認定	標準時間認定	短時間認定
４歳以上児	61,770	52,760	590×加算率	500×加算率
３歳児	69,810	60,800	670×加算率	580×加算率
１・２歳児	134,680	125,670	1,230×加算率	1,140×加算率
０歳児（乳児）	215,120	206,110	2,030×加算率	1,940×加算率

<令和６年度補正>（人事院勧告による改定）※人件費＋10.7%

年齢区分	基本分単価		処遇改善等加算Ⅰ	
	標準時間認定	短時間認定	標準時間認定	短時間認定
４歳以上児	67,110	57,330	650×加算率	550×加算率
３歳児	75,930	66,150	730×加算率	630×加算率
１・２歳児	146,270	136,490	1,340×加算率	1,240×加算率
０歳児（乳児）	234,520	224,740	2,220×加算率	2,120×加算率

＜子どものための教育・保育給付交付金＞ 令和6年度補正予算 1,150億円

事業の目的

- 保育所・幼稚園・認定こども園等に従事する職員について、令和6年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定の内容に準じた保育士・幼稚園教諭等の処遇改善を行う。

事業の概要

- 公定価格の算定に当たっては、人件費・事業費・管理費について、各々対象となる費目を積み上げて算定しており、そのうち、人件費の額については、国家公務員の給与に準じて算定している。
- 令和6年人事院勧告に伴う国家公務員の給与の改定内容を反映し、国家公務員給与の改定に準じて、令和6年4月まで遡って公定価格の引上げを行う。

（参考）令和6年人事院勧告の内容

- ① 初任給を始め若年層に重点を置いて俸給月額を引き上げる
- ② ボーナスを0.1月分引き上げる（4.5月→4.6月）

実施主体等

- 【対象】 私立保育所・幼稚園・認定こども園等に従事する職員
- 【実施主体】 市町村
- 【補助率】 国1／2、都道府県1／4、市町村1／4
※事業主拠出金充当後の負担割合

基本報酬の見直し

概要

告示改正

- 改定率については、介護現場で働く方々の処遇改善を着実に行いつつ、サービス毎の経営状況の違いも踏まえたメリハリのある対応を行うことで、全体で+1.59%を確保。そのうち、介護職員の処遇改善分+0.98%、その他の改定率として、賃上げ税制を活用しつつ、介護職員以外の処遇改善を実現できる水準として+0.61%。
- これを踏まえて、介護職員以外の賃上げが可能となるよう、各サービスの経営状況にも配慮しつつ+0.61%の改定財源について、基本報酬に配分する。

令和6年度介護報酬改定に関する「大臣折衝事項」（令和5年12月20日）（抄）

令和6年度介護報酬改定については、介護現場で働く方々の処遇改善を着実に行いつつ、サービス毎の経営状況の違いも踏まえたメリハリのある対応を行うことで、改定率は全体で+1.59%（国費432億円）とする。具体的には以下の点を踏まえた対応を行う。

- ・ 介護職員の処遇改善分として、上記+1.59%のうち+0.98%を措置する（介護職員の処遇改善分は令和6年6月施行）。その上で、賃上げ税制を活用しつつ、介護職員以外の処遇改善を実現できる水準として、+0.61%を措置する。
- ・ このほか、改定率の外枠として、処遇改善加算の一本化による賃上げ効果や、光熱水費の基準費用額の増額による介護施設の増収効果が見込まれ、これらを加えると、+0.45%相当の改定となる。
- ・ 既存の加算の一本化による新たな処遇改善加算の創設に当たっては、今般新たに追加措置する処遇改善分を活用し、介護現場で働く方々にとって、令和6年度に2.5%、令和7年度に2.0%のベースアップへと確実につながるよう、配分方法の工夫を行う。あわせて、今回の改定が、介護職員の処遇改善に与える効果について、実態を把握する。
- ・ 今回の報酬改定では、処遇改善分について2年分を措置し、3年目の対応については、上記の実態把握を通じた処遇改善の実施状況等や財源とあわせて令和8年度予算編成過程で検討する。

① 施策の目的

- 〇 介護人材の確保のためには、他産業の選択・他産業への流出を防ぐため、全産業平均の給与と差がつく中、緊急的に賃金の引き上げが必要。
- 〇 賃上げとともに、介護現場における生産性を向上し、業務効率化や職場環境の改善を図ることにより、職員の離職の防止・職場定着を推進することが重要。

② 対策の柱との関係

I	II	III
〇		

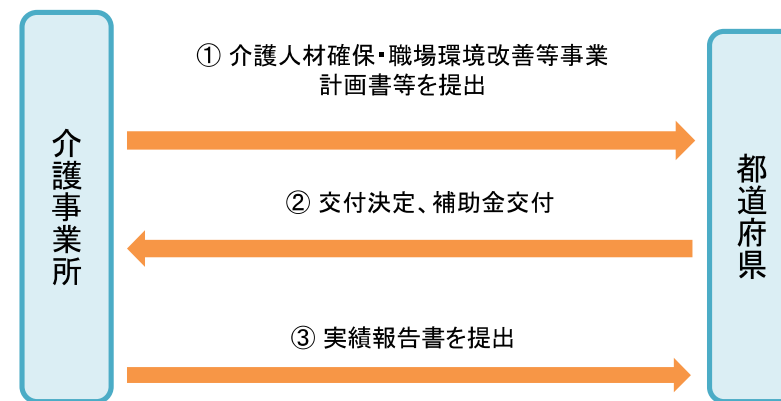
③ 施策の概要

- ・介護職員等処遇改善加算(※1)を取得している事業所のうち、生産性を向上し、更なる業務効率化や職場環境の改善を図り、介護人材確保・定着の基盤を構築する事業所に対し、所要の額を補助する。
- ※1 介護職員等処遇改善加算の更なる取得促進をあわせて実施。
- ・介護事業所において、その介護職員等が、更なる生産性向上・職場環境改善のため、自身の業務を洗い出し、その改善方策にも関与できる形とする等のための基盤構築を図る。このため、補助は、当該職場環境改善等の経費(※2)に充てるほか、介護職員等(※3)の人件費に充てることを可能とする。
- ※2 介護助手等を募集するための経費や、職場環境改善等(例えば、処遇改善加算の職場環境要件の更なる実施)のための様々な取組を実施するための研修等の経費 など
- ※3 当該事業所における介護職員以外の職員を含む。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

■支給対象

- (1) 介護職員等処遇改善加算の取得事業所
- (2) 以下の職場環境改善等に向けた取組を行い、そのための計画を策定し、都道府県に提出する事業所
 - ① 施設、居住サービス、多機能サービス、短期入所サービス等
 - 生産性向上推進体制加算の取得等に向けて、介護職員等の業務の洗い出し、棚卸しとその業務効率化など、改善方策の立案を行う
 - ② 訪問、通所サービス等
 - 介護職員等の業務の洗い出し、棚卸しとその業務効率化など、改善方策立案を行う



※ 国保連システムを改修し、都道府県は、国保連から提供された各事業所の交付額一覧に基づき交付決定を実施。国保連システムを改修するとともに、国・都道府県に必要な事務費等を確保

⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

介護現場における生産性向上や職場環境改善等を図ることにより、介護職員の確保・定着や介護サービスの質の向上につなげる。

保育所等における職員配置基準

職種	配置基準
施設長（管理者）	1 人 ※児童福祉事業等に 2 年以上従事した者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者で、常時実際にその施設の運営管理の業務に専従し、かつ委託費からの給与支出がある者 ※配置は義務ではないが、配置しなかった場合には公定価格上の減算を適用
保育士	【国基準】 0 歳児 3 人につき 1 人 1・2 歳児 6 人につき 1 人 3 歳児 15 人につき 1 人 ※ 4 歳以上児 25 人につき 1 人 ※ ※令和 6 年 4 月に改正。ただし、経過措置として、保育士の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときには、当分の間、改正前の配置基準（3 歳児は「20 人につき 1 人」、4 歳以上児は「30 人につき 1 人」）とすることもできる。 【市加配】（努力義務／加算あり） ① <u>休憩休息保育士</u> 条例上の保育士（上記の年齢別配置基準に基づく必要保育士）4 人につき 1 人まで配置できる。 ② <u>年休代替保育士</u> 休憩休息保育士まで配置した上で、1 施設につき 1 人まで配置できる。
嘱託医	人数の規定は無い（通常は 1 人）が、配置義務あり
調理員	【国基準】 定員区分 40 人以下 1 人（常勤） 定員区分 41 人以上 2 人（常勤） 定員区分 151 人以上 2 人（常勤）＋1 人（非常勤） 【市加配】（努力義務／加算あり） 定員区分 61 人以上 150 人以下 1 人（常勤） 定員区分 151 人以上 239 人以下 2 人（常勤） 定員区分 240 人以上 3 人（常勤） ※調理業務の全部を委託する施設にあっては、調理員を置かないこともできる。

介護保険制度における主なサービス別人員配置基準

1. 特別養護老人ホーム

職 種	配 置 基 準
管理者	常勤 1
医師	必要な数
生活相談員	100 : 1 うち 1 以上は常勤 ※社会福祉法第 19 条第 1 項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者
介護職員・看護職員	3 : 1 ※看護職員の数 30 以下 1 以上 30 超 50 以下 2 以上 50 超 130 以下 3 以上 130 超 3+ (50 を増すごとに 1) ※ユニット型は、上記に加え、ユニットごとに常時 1 以上
栄養士又は管理栄養士	1 以上
機能訓練指導員	1 以上 ※理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する者
介護支援専門員	常勤で 1 以上 (100 : 1 を標準)
夜勤職員	<従来型> 25 以下 1 以上 26 以上 60 以下 2 以上 (見守り機器等導入の場合 : 1.6 以上) 61 以上 80 以下 3 以上 (見守り機器等導入の場合 : 2.4 以上) 81 以上 100 以下 4 以上 (見守り機器等導入の場合 : 3.2 以上) 101 以上 4+ (25 を増すごとに 1) 見守り機器等導入の場合 : 3.2+ (25 を増すごとに 0.8) ※ユニット型は、2 ユニットごとに 1 以上
調理員、事務員その他の職員	適当数

2. 短期入所生活介護

職 種	配 置 基 準
管理者	常勤 1
医師	1 以上
生活相談員	1 0 0 : 1 うち 1 以上は常勤 ※社会福祉法第 19 条第 1 項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者
介護職員・看護職員	3 : 1 介護職員又は看護職員のうち 1 以上は常勤 ※ユニット型は、上記に加え、ユニットごとに常時 1 以上
栄養士又は管理栄養士	1 以上
機能訓練指導員	1 以上
夜勤職員	<従来型> 25 以下 1 以上 26 以上 60 以下 2 以上(見守り機器等導入の場合 : 1.6 以上) 61 以上 80 以下 3 以上(見守り機器等導入の場合 : 2.4 以上) 81 以上 100 以下 4 以上(見守り機器等導入の場合 : 3.2 以上) 101 以上 4+ (25 を増すごとに 1) 見守り機器等導入の場合 : 3.2+ (25 を増すごとに 0.8) ※ユニット型は、2 ユニットごとに 1 以上
調理員、事務員その他の職員	適当数

3. 介護老人保健施設

職 種	配 置 基 準
管理者	医師又は指定都市の市長の承認を受けた者
医師	1 0 0 : 1 うち、1 以上は常勤
薬剤師	適当数
介護職員・看護職員	3 : 1 ※看護職員の員数は総数の 7 分 2 程度を標準 ※ユニット型は、上記に加え、ユニットごとに常時 1 以上
支援相談員	1 以上 ※100 を超える場合は、常勤の 1 名に加え、常勤換算方法で 100 を越える部分を 100 で除して得た数以上
理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士	入所者の数を 1 0 0 で除して得た数以上
栄養士又は管理栄養士	1 以上 ※100 以上の施設では常勤を 1 以上
介護支援専門員	常勤で 1 以上 (100 : 1 を標準)
夜勤職員	2 以上 ※40 以下であって、常時、緊急時の連絡体制を整備しているものであれば 1 以上 ※ユニット型は、2 ユニットごとに 1 以上
調理員、事務員その他の職員	適当数

4. 介護付有料老人ホーム

職 種	配 置 基 準
管理者	常勤 1
生活相談員	100 : 1
介護職員・看護職員	3 : 1 <看護職員の数> 30 以下 1 以上 30 超 80 以下 2 以上 80 超 130 以下 3 以上 130 超 3+ (50 を増すごとに 1)
機能訓練指導員	1 以上 ※理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する者
計画作成担当者	専従で 1 以上 (100 : 1 を標準)
夜勤職員	1 以上

5. 認知症対応型共同生活介護

職 種	配 置 基 準
管理者	常勤 1 ※厚生労働大臣が定める研修を修了した者
介護従業者	ユニットごとに 3 : 1 うち 1 以上は常勤
計画作成担当者	1 以上 ※厚生労働大臣が定める研修を修了した者
夜勤職員	ユニットごとに 1 以上 ※同一階に 3 ユニットある場合で支障がない場合等は 2 以上